

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から廃止の届出がありました。

平成16年10月29日

京都市長 榎本頼兼

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護	ゆうクリニック	中京区西ノ京三条坊町14の1	平成16年8月22日
訪問看護	(医) 昭恵会町塚病院	山科区西野八幡田町29-2	平成16年8月31日
訪問リハビリテーション	ゆうクリニック	中京区西ノ京三条坊町14の1	平成16年8月22日
通所リハビリテーション	ゆうクリニック	中京区西ノ京三条坊町14の1	平成16年8月22日
居宅療養管理指導	ゆうクリニック	中京区西ノ京三条坊町14の1	平成16年8月22日
居宅療養管理指導	小石医院	伏見区醍醐古道町6-3	平成16年7月7日
居宅療養管理指導	(医) 昭恵会町塚病院	山科区西野八幡田町29-2	平成16年8月31日
居宅療養管理指導	前川内科医院	山科区四ノ宮南河原町3番グ ラツィー南河原1F	平成16年8月7日
居宅療養管理指導	浅田歯科医院	北区紫竹下本町11	平成16年8月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)